

介護老人保健施設ビーブル神石三和重要事項説明書

(介護老人保健施設ビーブル神石三和 短期入所療養介護)

当施設は介護保険の指定を受けています。

(介護保険事業所番号3454680012)

当施設は、ご利用者に対して短期入所療養介護を提供いたします。

当施設の概要や、提供いたしますサービスの内容及び契約上重要な事柄について、次の通り説明いたします。

(本規定の目的)

第1条 介護老人保健施設ビーブル神石三和（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

(適用期間)

第2条 本契約は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護利用契約書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、別紙の重要事項説明書に基づく改訂が行なわれない限り、初回利用時の契約書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。

② 弁済をする資力を有すること。

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額30万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

② 利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、利用中止の意思表示をされることにより、利用者の居宅介護サービス計画にかかわらず、本契約に基づく短期入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び利用者の身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び利用者の身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく短期入所利用を解除・終了することができます

- ① 利用者が要介護認定において自立、又は要支援と認定された場合
- ② 利用者の居宅介護サービス計画で定められた利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護の提供が不可能と判断された場合
- ④ 利用者又は利用者の身元引受人が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず20日間以内にお支払いがない場合
- ⑤ 利用者又は利用者の身元引受人が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用しただけことができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び利用者の身元引受人は、連帯して、当施設に対し、別紙の重要事項説明書に基づく短期入所療養介護の対価として、利用料金表の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を、お支払いいただく義務があります。

- 2 当施設は、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月5日までに作成します。利用者及び利用者の身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の

末日までに支払いいただきます。なお、支払いの方法は受付にてお支払いいただくか、下記の口座に振り込む事とします。また、請求書の郵送は申し出があった場合のみ対応させていただきます。通常は受付にてご確認ください。

〈振込先〉

振込先 : 福山市農業協同組合 神石高原支店

口座番号 : 普通 5 5 7 1 0 6 6

口座名 : (医)紅萌会 老人保健施設ビーブル神石三和

- 3 当施設は、利用者又は利用者の身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は利用者の身元引受人に対して、領収書を発行いたします。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の短期入所療養介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。(診療録については10年間保存します。)

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、利用者の身元引受人その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、の利用者の身元引受人同意を得ると共に当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載します。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、個人情報保護法を遵守し、業務上知り得た利用者又は利用者の身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の取扱は慎重に行い、個人情報の利用目的を明確にいたします。個人情報の利用目的については別紙にて説明を行い、個人情報利用についての同意を頂くこととします。

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱とします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び利用者の身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第 11 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前 2 項のほか、当施設は利用者又は利用者の身元引受人等が指定するもの及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第 12 条 利用者及び利用者の身元引受人は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、下記の窓口及び担当者に申し出ていただくか、又は、備付けの用紙に管理者宛で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(1) 苦情受け付け窓口 (担当者)

支援相談員

* 電話番号 (0847) 89-3030

* 受付時間 毎週月曜日～土曜日 午前8:30～午後5:30

(12月31日から翌年1月3日を除く)

(2) 行政機関及びその他苦情受付機関

* 神石高原町保健福祉課介護保険係

電話番号 (0847) 89-3535

* 広島県国民健康保険団体連合会

電話番号 (082) 554-0783

(3) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

* 苦情に当たっては、早期に調査し内容を把握する。

* 調査に当たっては、利用者の立場に立って内容の確認を行う。

* 調査内容により原因を究明し、早期解決を図る。

* 苦情解決内容を記録台帳に保管し、再発防止の参考にする。

* 職員に対する苦情については、苦情内容を確認し、早期に解決を図る。

(賠償責任)

第 13 条 短期入所療養介護の提供に伴なり当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び利用者の身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 14 条 この契約書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令等に定めるところにより、利用者又は利用者の身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めるこ

とします。

- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが滞りなく円滑に終了するように協力すること。
- ② 契約終了の場合、当施設と連携又は共同し利用者の心身状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。
- ③ 利用者が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引受その他必要な措置をすること。
- ④ 当施設に対する利用料の支払いが滞った場合は、利用者とともにその支払いの義務を負い、尚且つ連帯保証をするものとする。

<別紙 1 >

介護老人保健施設ビーブル神石三和のご案内
(令和 6 年 4 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設ビーブル神石三和
- ・開設年月日 平成 9 年 5 月 1 日
- ・所在地 神石郡神石高原町小畠 1 5 0 0 番地 1
- ・電話番号 (0847)89-3030 ・ファックス番号(0847)89-3031
- ・管理者名 岡崎 英登
- ・介護保険事業所番号 介護老人保健施設 (3 4 5 4 6 8 0 0 1 2 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づいて看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアの支援も行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設ビーブル神石三和の運営方針]

- ① 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努め、寝たきりの状態、又はこれに準ずる状態にある老人や、認知症老人に対してその利用者の有する能力に応じて、機能訓練・介護等のサービスを重点に、自立した生活を送られるよう積極的に対応し、居宅での生活へのご復帰を目指すことを支援いたします。
- ② 当施設は、明るい家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、在宅介護支援事業者、在宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス、又は福祉サービスを提供する者との連携を密接にとることに努めます。
- ③ 当施設は、利用者のご家族に対して相談、指導を積極的に行い、短期入所療養介護や通所リハビリテーション等の社会・家庭復帰の促進を図り、ボランティアの参加等、地域住民から親近感をもたれる施設運営に努め、健全でやすらかな生活を実現することを目的とする。そのために、施設職員と入所利用者相互の理解と信頼を、そして協力に基づく全人的な人間賛歌の実践を目指します。

この理念を達成せんがために、全職員は一致協力して老人福祉の目的達成のための努力を惜しみません。

(3) 施設の職員体制

	常 勤 (非常勤含む)	夜 間	業務内容
・医 師	1 人以上		医学的管理により対応
・看護職員	8 人以上	1	看護、様態観察、リハビリ対応
・介護職員	20 人以上	2	入浴、食事、排泄、移動の介助
・支援相談員	1 人以上		相談、市町村との連携、ボランティアの指導
・作業療法士 理学療法士 言語聴覚士	1 人以上		リハビリ訓練、評価、グループワーク
・計画担当介護支援 専門員	1 人以上		利用者の評価、ケアプランの作成、苦情等の受付
・管理栄養士	1 人以上		食事の栄養管理
・事務職員	2 人以上		事務庶務
・その他	2 人以上		清掃、洗濯の業務委託。

(4) 入所定員等 ・定員 83名

・療養室 個室 3室、 2人室 4室、 4人室 18室

(5) 通所定員 30名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画・介護予防短期入所療養介護計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション計画・介護予防通所リハビリテーション計画の立案
- ④ 食事の提供

※食事は原則として食堂でお取りいただきますが、ご希望により療養室や 他の場所でお取りいただくことも出来ます。

朝食 午前 7時30分

昼食 正午12時00分

夕食 午後 6時00分

- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応。ただし利用者の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護(医師看護職員が常勤しておりますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療、看護を行います。)
- ⑦ 介護（療養上必要なお世話を介護福祉士等が行います）
- ⑧ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑨ 栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理

- ⑩ 経管栄養の方にはご本人の状態を勘案しつつ経口摂取へ移行試行する事があります。
- ⑪ 相談援助サービス

- ⑫ 散髪サービス（月 2 回程度実施します。）
- ⑬ 行政手続代行
- ⑭ その他

＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

○協力医療機関

名 称 : 神石高原町立病院

住 所 : 神石郡神石高原町小畠 1 7 0 9 番地 3

○協力歯科医療機関

名 称 : 小畠歯科医院

住 所 : 神石郡神石高原町小畠 1 5 0 3 番地 2

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

・食事について

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

・面会時間

平日（月～土）：午前 9 時～午後 6 時 30 分とします。

日祝日：午前 9 時～午後 5 時 30 分とします。

・外出

届出用紙にご記入の上職員にお申しください。

・飲酒・喫煙

原則として禁酒・禁煙です。（館内は禁煙です）

・火気の取扱い

防災上禁止です。

・設備・備品の利用

リハビリ機器等は指導の下に利用して下さい。

・所持品・備品等の持ち込み

所持品等は最小限にして下さい。

・金銭・貴重品の管理

原則として持ち込まないで下さい。

・施設外での受診

原則としてできません。

- ・ ペットの持ち込み 衛生上できません。
- ・ 食べ物の持込 原則としてできません。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・ 防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話0847-89-3030 FAX0847-89-3031)

そのほか、要望や苦情などは、計画担当介護支援専門員、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。その他、受付に備えつけられた「ご意見箱」をご利用下さい。

8. その他

当施設についての詳細は、「パンフレット」の他、当法人のホームページをご覧ください。

『医療法人紅萌会ホームページ URL <http://www.kbk-group.or.jp>』

<別紙 2>

短期入所療養介護について (令和 6 年 4 月 1 日現在)

1. 介護保険証、その他の確認

説明を行うに当たり、ご利用希望者の介護保険証等を確認させていただきます。

その他、介護保険負担限度額認定証、健康保険被保険者証、健康手帳、後期高齢者医療被保険者証、被爆者手帳、身体障害者手帳。

2. 短期入所療養介護の概要

短期入所療養介護は、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・後見人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

介護：

施設サービス計画に基づいて実施します。

機能訓練：

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が日常生活動作の機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

3. 生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

療養室：

個室、2人室、4人室

食事：

朝食 午前 7時30分

昼食 正午 12時00分

夕食 午後 6時00分

＊ 食事は原則として食堂でおとりいただきますが、ご希望により療養室やその他の場所でお食事をお取りいただく事も出来ます。

・ 食事は嗜好調査、及び栄養マネジメントを行い、利用者の身体的特性に適合した食事計画に基づきバランスのとれた栄養であるとともに、すべて消化吸収されるよう、

あらかじめ作成された献立に従って調理いたします。

- ・療養食サービス

医師の発行した食事箋に基づいて利用者の年齢、病状等に対応した栄養量及び内容を有する療養食を提供いたします。

入浴：

週に最低2回。介助浴、または特別入浴にて実施いたします。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

散髪：

ご希望の方は、施設内にて1ヶ月2回、理美容サービスを実施します。

＊散髪サービスは、実費として別途料金（利用料金表参照）をいただきます。

4. 他機関・施設との連携

協力医療機関への受診：

当施設では、病院・診療所や歯科診療所に協力をいただいておりますので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

他施設の紹介：

当施設での対応が困難な状態になった場合、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の機関を紹介しますので、ご安心ください。

5. 利用料金

(1) 基本料金

- ・別紙「介護老人保健施設ビーブル神石三和利用料金表」をご参照ください。

(2) 支払い方法

- ・お支払の方法は、本利用約款(第5条第2項及び3項)をご参照ください。

6. 営業日、営業時間及び通常事業の実施地域

- ・通常事業の実施地域は、神石高原町内・府中市上下町内とします。

年 月 日

当事業所は、短期入所療養介護の提供の開始に当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者	住 所	福山市港町1丁目15番30号	印
	名 称	医療法人 紅萌会	
	代表者名	理事長 永井 正浩	

説明者	住 所	神石郡神石高原町小島1500番地1	印
	事業者名	介護老人保健施設 ビーブル神石三和	
	氏 名		

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受けました。

利 用 者	住 所		印
	氏 名		

署名代理人	住 所		印
	氏 名		
	続 柄		

身元引受人	住 所		印
	氏 名		
	続 柄		